

III. 各分野の施策の推進

5. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（7）地域共生社会の実現

＜概要＞

誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、社会保障や地域産業といった領域を超えて、地域の住民や多様な主体が支え合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現することにより、急速な少子高齢化、人口減少等による世帯構造の変化や個人や世帯の抱える課題の複合化に対応していく。

そのため、高齢者、障害者、児童等の対象者ごとに提供してきたサービスについて、複合化するニーズへの対応を強化するための包括的な支援体制の構築を推進し、地方公共団体の創意工夫ある取組を支援する。

また、生産年齢人口が減少する中で、今後の医療・福祉ニーズの増大や地域における多様な支援ニーズに対応するため、潜在有資格者（専門資格を持ちながら専門分野で就業していない者）の掘り起こしとともに、多様なキャリアパスの構築等を通じた人材の有効活用を図っていく。

さらに、高齢者のみならず若年層や勤労世代など全ての人々が健康で生き生きと暮らしていけるような地域づくりを実現するため、疾病・介護予防や健康増進に向けた地域の実情に応じた取組を推進する。

【具体的取組】

◎地域課題を解決するための包括的な支援体制の強化

・社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、地域や個人が抱える様々な生活課題を、地域住民と行政等が協働し、公的な体制による支援とあいまって解決する、包括的な支援体制づくりを推進するため、地方公共団体の創意工夫ある取組を支援するモデル事業を実施（平成29年度は85自治体。平成30年度は150自治体程度）し、全国展開に向けた課題や論点等を整理していく。

・「地域共生社会」の実現に当たり、改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいの課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進する。

・民間の活力を社会的課題の解決に活用することにより、保健福祉分野において社会的事業の開発・普及を目指す。健康づくり、生活困窮者施策、児童福祉施策、地域コミュニティづくりなどの幅広い事業分野において、社会的インパクト投資の枠組を活用した社会的事業の試行的な実施を通じて、成果指標の設定等の環境整備を行うとともに、その課題や有効性の検証を実施する。

・高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、平成30年度から、介護保険と障害福祉の両制度において共生型サービスを創設するなどして、地域の実情に合った多世代・多機能型の総合的な福祉サービスの実現を推進する。

・就労上の困難を抱える方の就労・社会参加をかなえるため、障害者就業・生活支援センターのノウハウの活用を通じ、障害のうががわれる生活困窮者等への就労・定着支援の充実や他の就労支援機関との連携を進めるなど、包括的な支援体制を構築する。

◎専門人材の機能強化・最大活用

・住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく観点から、専門性の確保に配慮しつつ、保健医療福祉の共通基礎課程の創設に向けた検討を行い、平成33年度を目途に実施を目指す。それまでの当面の措置として、保育士試験を福祉系国家資格所有者（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士）が受験する際に、各々の資格の養成課程において習得する福祉の基礎に関する試験科目の受験を免除するなどの措置を講じた。

◎疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化

・疾病・介護予防や健康増進に向けた取組を自立・継続しうるものとするためには、地域全体の資源や知恵を活用して総合的に取り組むなどして、効果的・効率的に実施することが重要である。このような地方公共団体の創意工夫を凝らした取組を推進するため、民間企業や医療機関等の幅広い関係者との協働の下、観光・福祉・まちづくりなど様々な関係施策等と連携を図っている事例や成果連動型の支払いの仕組みを活用し効率的に取組を実施している事例など、参考となる事例の周知や、効率的・効果的にスポーツを通じた健康増進の取組を実施できるよう関係機関の連携・協働体制の整備への支援等を通じて、各地域における取組を推進する。

・また、人生100年時代を見据えて健康寿命の延伸を図るため、地域における高齢者の通いの場を中心とした、介護予防・フレイル（ ）対策（運動、口腔、栄養等）や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防を一体的に実施する仕組みを検討する。